

京都の最大の財産は『地域力』です。

今、その力が弱まりつつあると言われていきます。

今一度、みんなで地域力を高めていくために、御意見をお寄せください。

「京都市地域コミュニティ活性化の推進及び支援に関する条例(仮称)」骨子(案)について

東日本大震災の被災地が一日も早く復興できるよう、全国の皆さんと力を合わせ、被災者の方々を支援しましょう。

そして、私たちも、この京都を安心安全で暮らしやすいまちとして更に発展させていくために、今一度、地域コミュニティにおける人と人との絆の大切さをお互いに確認し、市民や事業者の皆さんと行政が力を合わせて地域コミュニティを活性化させていきましょう。

京都市では、地域コミュニティの活性化について、懇話会(20年度)、検討委員会(22年度)を設置して学識経験者や自治会役員、主婦、学生など、様々な方から御意見を伺ってきました。

その中で地域コミュニティ活性化のための条例の必要性、また、そこに盛り込むべき項目が提言され、それを踏まえて、市として条例の制定を目指すこととしました。

つきましては、この条例の骨子(案)について、市民の皆様からの御意見を募集しますので、下記により御応募いただきますようお願いいたします。

たくさんの御意見をお待ちしています。

【応募方法】

郵送、ファックス、電子メールのいずれかで御応募ください。

様式は自由ですが、裏表紙に用紙を添付しておりますので御利用ください。

また、様式は、当課ホームページからダウンロードしていただくこともできます。

◆http://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/soshiki/6-2-2-0-0_1.html

(または「京都市 地域づくり推進課 地域振興担当」で検索してください。)

【募集期間】

平成23年7月7日(木)～平成23年8月10日(水)必着

【ご意見の取扱い】

お寄せいただいた御意見につきましては、条例制定に当たっての貴重な御意見として取り扱わせていただきます。また、氏名等の個人情報を除き、御意見の内容を公開する場合があります。

なお、お寄せいただいた御意見につきまして、個別の回答はいたしませんので、御了承ください。



京都国文祭 PR隊長まゆまる
2011.10.29～11.6

京都市印刷物 第234270号

<送付・問い合わせ先>

〒604-8571 (住所の記載は不要です)

京都市文化市民局市民生活部地域づくり推進課

電話：075-222-3049 ファックス：075-222-3042

電子メール：chiikizukuri@city.kyoto.jp

「はじめに」

ここ京都では、長い歴史に培われた住民自治の伝統や支え合いの精神に基づき、町内会・自治会等の地域コミュニティが形成され、その活動が、まちの発展に大きく寄与してきました。

しかしながら、居住形態や生活様式の変化に伴い、町内会・自治会等の加入率の低下が懸念されるなど、地域コミュニティの希薄化が進みつつあります。

折しも東日本大震災が発生し、地域コミュニティの重要性が再認識される中、お互いが支え合いながら、安心して心地よく暮らせる都市として京都が発展し続けるためには、今一度、市民一人ひとりが、地域社会の一員であるという自覚の下に、地域活動に参加するよう努め、地域自治を担う住民組織は、より多くの地域住民から参加を望まれるような組織運営に努めることにより、地域住民が主体的に運営する良好な地域コミュニティが維持、形成されなければなりません。

よってここに、地域コミュニティの活性化を推進し、及び支援するため、この条例を制定します。

この度の東日本大震災の発生によって、災害時における地域コミュニティの大切さを改めて感じた方も少なくないと思います。

安心して心地よく暮らせるまちづくりを進めるためには、市民一人ひとりが地域社会の一員であることを自覚して、できる範囲で、それぞれが暮らす地域の活動に積極的に参加することが望めます。

一方、「*地域自治を担う住民組織」は、多くの地域住民から参加したいと思われるような組織の運営に努めていくことが望めます。

*学区程度の範囲において、多くの地域住民に支持され、地域住民を主たる構成員とする、地域活動を行う団体。



「目的」

この条例は、地域コミュニティの活性化の推進に関し、その基本理念を定め、並びに地域住民、事業者及び本市の役割を明らかにするとともに、地域コミュニティの活性化の推進及び支援に関する施策の基本となる事項を定めることにより、地域コミュニティの活性化を総合的に推進し、もって、住民同士が支えあう、暮らしやすい地域社会の形成に寄与することを目的とする。

この条例では、地域コミュニティの活性化に関して、基本的な考え方（基本理念）を地域住民・事業者・本市で共有し、それぞれの役割を明らかにし、役割を果たすことにより、地域コミュニティの活性化を「総合的に」推進していきます。

「基本的な考え方」

地域コミュニティの活性化は、地域住民の多様な価値観及び自主性を尊重しつつ、地域自治を担う住民組織を中心として、市民活動団体、事業者及び本市が連携して推進されなければならない。

この条例では、地域住民が主体となり、多くの地域住民から支持を得た地域自治を担う住民組織の下で、地域に関わる様々な団体、事業者、市が連携することにより、地域住民の意志が尊重され、地域が自主的に運営されている状況を目指します。



「地域住民の役割」

- ① 地域住民は、地域コミュニティの重要性を理解し、地域活動に積極的に参加、協力するよう努めるものとする。
- ② 地域住民は、地域自治を担う住民組織に多くの地域住民が主体的に参加する状況を目指し、地域住民相互の交流と協働に努めるものとする。

地域住民は、地域に暮らす人と人とのつながりの大切さを理解し、多くの地域住民が参加する住民組織によって地域が自主的に運営される状況を目指して、日頃から、できる範囲で地域の活動に参加し、住民同士の交流に努めていただくというものです。

「事業者の役割」

- ① 事業者は、地域コミュニティの重要性を理解するとともに、地域活動に協力するよう努めるものとする。
- ② 事業者は、従業員が地域活動に参加することについて、理解し、配慮するよう努めるものとする。
- ③ 事業者は、地域コミュニティ活性化のための本市の施策に、協力するよう努めるものとする。

①は、地域の事業者は、できるだけ地域の住民による自治活動に協力するよう努めましようというものです。また、②は、従業員が自治会等の集まりなどに参加しやすいような雰囲気づくりを行うなど、地域コミュニティの活性化に向けた環境づくりに協力するよう努めていただく、というものです。

「住宅の供給等に関わる方々の取組」

- ① 戸建住宅、共同住宅の住宅供給等に関わる者は、重要事項の説明を行う際などに、地域自治を担う住民組織の情報を併せて提供するよう努める。
- ② 共同住宅の住宅供給等に関わる者は、共同住宅の居住者相互・共同住宅の居住者と地域住民との交流に協力し、交流促進に寄与する設備を整備するよう努める。
- ③ 共同住宅を建設する際に、建築・販売・賃貸・管理を行う事業者ごとの、地域自治を担う住民組織との連絡担当者を選任し、市長に届け出るよう努める。

地域コミュニティ活性化のためには、とりわけ住宅供給等に関わる方々の理解と協力が欠かせません。

そこで、①は、住宅供給等に関わる方々に、戸建住宅や共同住宅へ新たに入居される方々へ、その地域の地域自治を担う住民組織の活動状況などを伝えていただくよう努めることを求めるものです。

②は、共同住宅の管理者や賃貸共同住宅の所有者の方々に、共同住宅居住者と地域の方々との交流促進に、一役買っていただくというものです。

なお、ここで想定している「交流促進に寄与する設備」とは、例えば集会ができる場所を設けること、地域自治活動の情報などを入居者が知ることができる掲示板をつくること、また、氏名を表示できないタイプの郵便箱は設置しないこと、などです。

③は、共同住宅を建設しようとする段階で、建築主となる方々に、建設、販売、管理のそれぞれの事業者等について、その地域の地域自治を担う住民組織との窓口となる担当者を決めて市に届け出ていただき、地域自治を担う住民組織からの求めに応じて、その情報を提供しようとするものです。

これらの取組は、住宅供給等に関わる方々にとって、新たな負担をお願いすることにもなると思いますが、京都の地域コミュニティが活性化し、まちの魅力が高まり、誰もが安心して心地よく暮らせる京都を実現していくために、御協力をお願いします。

なお、本市は、これらの取組に積極的に御協力いただき、地域コミュニティの活性化に貢献いただいた住宅供給等に関わる事業者等の方々に対し、6ページに掲げるとおり、顕彰し、公表していくこととしています。また、共同住宅と地域住民の交流促進のために必要な支援策についても、検討、実施していきます。

「本市等の役割」

- ① 本市は、地域コミュニティ活性化のため、必要な施策を総合的に推進しなければならない。
- ② 本市は、地域自治を担う住民組織をパートナーとして尊重し、地域自治を担う住民組織、市民活動団体、事業者及び本市が相互に連携して地域コミュニティ活性化を推進することができるよう、必要な措置を講じるものとする。
- ③ 本市は、地域コミュニティ活性化のための施策の推進に当たり、必要に応じ、地域コミュニティ活性化に関わる市民活動団体、大学等の関係機関と連携、協働するよう努めるものとする。
- ④ 本市は、地域住民が地域自治を担う住民組織へ主体的に参加し、及び地域自治を担う住民組織を結成することを促進するため、必要な措置を講じるものとする。
- ⑤ 本市の職員は、地域コミュニティの重要性を理解し、あらゆる行政分野において、地域コミュニティの活性化を推進及び支援する視点に立って、職務を遂行しなければならない。

本市は、この条例に基づいて、地域コミュニティの活性化のために必要な施策を「総合的に」推進します。

施策の実施に当たっては、地域自治を担う住民組織をパートナーとして尊重し、地域コミュニティ活性化に関係する活動を行っている市民活動団体や大学などとも、必要に応じて連携しながら取り組んでいくこととしています。

具体的には、6ページに掲げる「市の支援策」を実施していきます。



「市の支援策」

- ① 地域コミュニティの活性化に関する相談に対し、情報の提供、助言等、必要な措置を講じる。
- ② 地域活動の企画運営等に対して、必要と認める場合は、助言を行う専門家を派遣する。
- ③ 地域コミュニティ活性化を推進するための広報、啓発を行う。
- ④ 地域コミュニティに関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講じる。
- ⑤ 地域住民と地域自治を担う住民組織との交流に功績があった事業者を顕彰する。

本市は、①相談・助言、②専門家の派遣、③広報・啓発、④活動助成、⑤顕彰を支援策の基本とします。

それぞれの具体策としては、

- ① 地域コミュニティ活性化に関する相談窓口の設置
 - ② 専門的な知識や技能を有するアドバイザーを派遣すること
 - ③ 地域活動への参加を促進するパンフレットの作成、配布
 - ④ 地域自治を担う住民組織の活動経費に対する助成
 - ⑤ 功績のあった事業者の表彰及び公表
- などを予定しています。

「計画・委員会」

- ① 市長は、地域コミュニティ活性化を総合的に推進するための計画を定めるものとする。
- ② 市長は、地域コミュニティの活性化の推進に関する事項について調査し、市長に対し意見を述べるため、委員会を設置するものとする。

本市は、地域コミュニティの活性化を進めるための、具体的な施策を盛り込んだ計画をつくります。また、施策等について市長に意見を述べるための委員会を設置します。

「京都市地域コミュニティ活性化の推進及び支援に関する条例（仮称）」骨子（案）
御意見記入用紙

（あて先）京都市文化市民局地域づくり推進課
ファックス：075-222-3042

【記入日：平成23年 月 日】

<御意見記入欄（御意見の内容を公開させていただく場合があります。）>

「はじめに」・「目的」・「基本的な考え方」

「地域住民の役割」

「事業者の役割」・「住宅の供給等に関わる方々の取組」

「本市等の役割」・「市の支援策」・「計画・委員会」

その他、御自由に御記入ください。

<差し支えなければ、こちらにも御記入ください。>

住所・勤務先所在地	ふりがな	年齢	性別
京都市在住・在勤（ 区） その他	氏 名	歳	男・女